

特例監理技術者配置 入札参加者・受注者の手続の流れ（主な場合）

（１）他発注機関工事が先行（県工事が後発注）の場合

①県工事が総合評価落札方式により新規発注される場合

	県工事の流れ	県工事 (新規発注工事)	他発注機関工事 (国市町など) (施工中工事)
1	入札公告 ～ 開札、開札後の保留・落札仮決定		他発注機関に対し兼務可能か確認を行う (あわせて他発注機関の指示に従い、手続を進める)
2	↓ (仮決定後3日以内) 「配置予定技術者に係る通知書」の提出	左記通知と同時に「特例監理技術者の配置に関する仮届出書（総合評価用）」（様式1）を発注者へ提出 (添付書類不要)	
3	↓ 落札決定 ～ 現場代理人等決定通知書の提出	現場代理人等決定通知書の提出と同時に「特例監理技術者の配置に関する届出書」（様式2）を発注者へ提出 コリンズの登録を行う	左記通知と同時に、他発注機関の定める特例監理技術者配置の手続を行う
※	どちらか一方の工事が完了したとき	継続中の工事の担当者へ、現場代理人等変更通知書、完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを提出。	

※契約後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので注意のこと。

②県工事が上記以外（価格競争の一般競争、指名競争など）により新規発注される場合

	県工事の流れ	県工事 (新規発注工事)	他発注機関工事 (国市町など) (施工中工事)
1	落札決定 ～ 現場代理人等決定通知書の提出前 ↓		(他発注機関の指示に従い、手続を進める)
2	現場代理人等決定通知書の提出時	現場代理人等決定通知書の提出と同時に「特例監理技術者の配置に関する届出書」(様式2)を発注者へ提出 コリンズの登録を行う	左記通知と同時に、他発注機関の定める特例監理技術者配置の手続を行う
※	どちらか一方の工事が完了したとき	継続中の工事の担当者へ、現場代理人等変更通知書、完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを提出。	

※落札決定・契約後に技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となる場合があるので注意のこと。

(2) 県工事が先行し、既に契約済みの場合（他発注機関工事が後発注）

	他発注機関工事の流れ	県工事 (施工中工事)	他発注機関工事 (国市町など) (新規発注工事)
1	落札決定 ～ 現場代理人等決定通知書の提出前 ↓		(他発注機関の指示に従い、手続を進める)
2	現場代理人等決定通知書の提出時	現場代理人等変更通知書の提出と同時に「特例監理技術者の配置に関する届出書」(様式2)を発注者へ提出 コリンズの登録を行う	左記通知と同時に、他発注機関の定める特例監理技術者配置の手続を行う
※	どちらか一方の工事が完了したとき	継続中の工事の担当者へ、現場代理人等変更通知書、完了した工事のコリンズの写し、工事完成確認通知書の写しを提出。	